

港湾機能高度化施設整備事業

(物流拠点再編・高度化支援施設)

平成 27 年度 募集要領

(案)

■応募受付期間（予定）

平成 27 年 4 月上旬頃～平成 27 年 6 月 30 日（火）

※本公募は、国会での平成 27 年度予算成立が前提となります。このため、今後、内容等に変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

■問い合わせ先

国土交通省港湾局産業港湾課 産業連携企画室 寺園、平松
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
連絡先 Tel. 03-5253-8111（内線 46-435）
03-5253-8673（直通）
E メール : hiramatsu-k2b3@mlit.go.jp

＜ 目 次 ＞

I. 事業の概要

| | |
|----------------|---|
| 1. 背景、目的 | 1 |
| 2. 事業内容 | |
| 2. 1 補助対象事業 | 1 |
| 2. 2 事業主体 | 1 |
| 2. 3 対象港湾、対象地域 | 2 |
| 2. 4 補助対象経費 | 3 |
| 2. 5 補助金額 | 3 |

II. 事業の実施

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 事業の公募について | |
| 1. 1 公募手続き | 4 |
| 1. 2 事業の評価・審査 | 4 |
| 1. 3 事業の採択 | 5 |
| 1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い | 5 |
| 2. 補助金の交付について | |
| 2. 1 交付申請 | 6 |
| 2. 2 交付における留意事項 | 6 |
| 3. 事業中及び事業完了後の留意事項 | |
| 3. 1 実績報告 | 6 |
| 3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等 | 6 |
| 3. 3 事業の効果等に係る報告 | 6 |
| 3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力 | 7 |
| 3. 5 情報の取り扱い等 | 7 |

【別添資料】

港湾機能高度化施設整備事業（物流拠点再編・高度化支援施設）
申請書様式

.....別添1

港湾機能高度化施設整備事業（物流拠点再編・高度化支援施設）
実施フロー

.....別添2

I 事業の概要

1. 背景、目的

物流・産業の拠点である港湾の背後には、上屋、倉庫といった物流施設が数多く立地していますが、小規模かつ老朽化・陳腐化した物流施設が存在している場合、地震等の大規模災害時には、耐震性不足による施設の倒壊や物流の寸断、緊急輸送への支障、火災発生時の被害の拡大等が懸念されます。また、昨今の高度かつ多様な物流ニーズに対応するため、流通加工・集配送といった機能や、大型車に対応した荷さばき・転回スペース等を有する物流施設の重要性が高まっています。

こうした状況を踏まえ、物流施設の耐震性の向上や、物流円滑化等に資する荷さばきスペース等の確保、物流施設の高機能化など物流施設の再編・高度化を推進することにより、防災機能の向上及び効率的な物流網の形成を図ることを目的として、複数の民間事業者が複数の物流施設を共同で更新する場合に、物流施設の共用部（ランプウェイ、スロープ等）及び共同施設（道路、緑地等）の整備に対する支援を行う補助事業（港湾機能高度化施設整備事業（物流拠点再編・高度化支援施設））を実施します。

2. 事業内容

2. 1 補助対象事業

2以上の物流施設の更新を伴う、2以上の民間事業者による物流施設の整備（ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1の施設又は1の事業者を2以上の施設又は事業者とみなす。）のうち、共用部及び共同施設の整備に関する事業（整備される物流施設の延床面積が3千m²以上であって、当該港湾における防災機能の向上及び物流の効率化が図られるものに限る。）を対象とします。

2. 2 事業主体

民間事業者を対象とします。

ただし、事業主体および関係者がイからホまでのいずれかに該当する場合は対象外となります。採択後に判明した場合も対象外となります。

また、事業主体から工事を受注した者（以下「受注者」という。）（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が、イからトまでのいずれかに該当する場合は対象外となります。採択後に判明した場合も対象外となります。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場

合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、事業主体が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2. 3 対象港湾、対象地域

以下の対象港湾における臨港地区又は臨港地区となることが予定される地区における事業を対象とします。

<対象港湾>

苫小牧港、仙台塩釜港、京浜港、新潟港、清水港、名古屋港、四日市港、阪神港、水島港、広島港、徳山下松港、関門港、博多港、那覇港

2. 4 補助対象経費

補助金の交付の対象は、事業の実施のために必要な以下の施設の整備等に関する経費（本工事費、附帯設備費、附帯工事費、測量設計費）のうち、国土交通省が認める費用とします。

<補助対象施設>

- ・共用部（ランプウェイ・スロープ型の共用車路、貨物用エレベータ）
- ・共同施設（緑地、広場、道路、駐車場、共用通行部分^{注1)}、共用待機施設^{注2)}
- ・共用部に係る免震装置

注 1) 共用通行部分

廊下、階段、エレベータ（エレベータシャフトを含む）、エスカレータ及びホールで、専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く

注 2) 共用待機施設

施設利用者（従業員等）が共用で利用できる施設で、施設利用者から当該施設の使用に対する直接的な収入を得ていないもの

2. 5 補助金額

補助対象経費の 1／3 以内とします。
(予算の範囲内での補助となります。)

II 事業の実施

1. 事業の公募について

1. 1 公募手続き

以下のとおり、補助対象事業を公募いたします。

■平成27年度応募受付期間

平成27年4月上旬頃

～平成27年6月30日（火）午後5時必着

■応募書類

別添1の申請書に必要事項を記入して下さい。

■応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省港湾局産業港湾課 産業連携企画室 平松

電話：03-5253-8111（内線 46-435） 03-5253-8673（直通）

■応募書類の提出方法

応募書類は、紙及び電子媒体（CD-R等）にて、持参、郵送（書留郵便に限る。）により提出下さい。郵送（書留郵便を除く。）又は電送（電子メール、ファクシミリ等）によるものは受け付けません。なお、申請書の添付書類については、電子媒体での提出は不要です。

1. 2 事業の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業については、以下の観点から評価・審査します。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

なお、本事業の円滑な実施の観点から、応募のあった事業について、港湾計画における土地利用計画や分区条例との整合性等について、国土交通省の担当部局から港湾管理者に問い合わせを行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合には、当該応募を無効とすることがあります。

<評価・審査の観点>

①整備される物流施設が臨港地区又は臨港地区となることが予定される地区に立地すること

②2以上の物流施設の更新を伴う、2以上の民間事業者による物流施設

の整備であること

- ③整備される物流施設の延床面積が3千m²以上であること
- ④概算事業費が妥当であること
- ⑤事業全体の資金計画が妥当であること
- ⑥当該港湾の防災機能の向上が図られること
- ⑦当該港湾の物流の効率化が図られること
- ⑧その他必要と認められる事項（港湾計画における土地利用計画との整合性、分区条例との整合性、国の政策との整合性等）

1. 3 事業の採択

学識経験者等で構成される有識者委員会が事業内容の審議を行い、その結果を聴取した上で、採択候補事業を決定し、事業主体に対し書面により通知します。通知時期は平成27年7月下旬頃を予定しています。その際、補助金額（当年度執行限度額）を通知するとともに、補助対象事業の事業費の詳細についての第三者（建築士等）による証明書※の提出及び当該補助金の活用の意向について回答を求めます。※当該証明書に係る費用は補助金としての申請ができませんのでご注意下さい。

採択候補事業の事業主体より、補助金を活用する旨の回答があった場合には、事業採択を決定し、当該事業主体に対し書面により通知します。

1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い

複数年度にまたがる事業の取り扱いは、次のとおりとなります。

- ・応募時にあらかじめ各年度の計画を提出していただきます。
- ・事業が採択された場合、次年度以降については、改めて応募いただく必要はありませんが、毎年度補助金交付申請を行っていただく必要があります。
- ・各年度計画の補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助が行われます。ただし、次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため、確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することになります。
- ・従って、事業採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意下さい。
- ・年度計画を途中で変更する場合（補助対象施設の変更を含む）は、速やかに協議を行っていただく必要があります。

2. 補助金の交付について

2. 1 交付申請

補助金の交付申請の手続き等については、港湾機能高度化施設整備事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日国港総第13号）等によるものとし、事業採択の決定通知時にお知らせします。

2. 2 交付における留意事項

交付申請から交付決定までは、おおむね1ヶ月程度を要します。

交付決定前に事業着手（工事請負契約の締結等）している事業は、補助対象外となりますのでご注意願います。

消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等相当額から消費税仕入控除税額を減額した額を補助対象とします。

なお、交付決定後に、応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。

3. 事業中及び事業完了後の留意事項

3. 1 実績報告

事業の完了後、実績報告書の提出が必要となります。

また、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを確認するため、工事監理を実施した建築士等の証明書の提出を求めることができます。なお、当該証明書に係る費用が発生した場合であっても、当該費用は補助金としての申請ができませんのでご注意下さい。

3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

事業の完了後、実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出依頼及び現地検査を行う場合があります。

また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご留意下さい。

3. 3 事業の効果等に係る報告

補助事業者に対し、事業完了後、原則3年間（特別な事情のある場合は、3年以下で個別に定める期間）、補助を受けた物流施設による防災機能の向上及び物流の効率化の効果等に係る報告を求めることとします。なお、必要に応じデータの提供等についてご相談させていただくことがあります。

3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力

本事業に関する調査・評価のため、事業完了後にアンケートやヒアリングにご協力いただくことがあります。

3. 5 情報の取り扱い等

港湾機能高度化施設整備事業（物流拠点再編・高度化支援施設）について広く一般に紹介するため、国土交通省のホームページ、パンフレット等に事業内容等に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。